

失効届の記入例及び記入上の注意

(様式第6)

飼養等許可の失効届出書

飼養等許可証が効力を失ったため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成17年農林水産省、環境省令第2号)第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出日(記入日)

令和5年4月15日

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、ツヤハダ
ゴマダラカミキリは申請先を追加

アライグマ、ヌートリア等
は申請先を追加

近畿地方環境事務所長 殿
農林水産大臣 殿
又は 近畿農政局長

届出者の住所：〒530-0042 大阪市北区天満橋・・・

氏名： かんきょう たろう
環境 太郎

電話番号：06-1234-5678

電子メールアドレス：kankyo@.....

任意

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号、メールアドレス、代表者の氏名を記入する

【法人の場合】
名称及び役職を記載
〇〇株式会社 社長
〇〇大学 学長、
〇〇水族館 館長 など

1. 許可内容	1) 飼養等許可番号	16001234
	2) 許可を受けた者の氏名又は法人名	環境 太郎
	3) 許可を受けた特定外来生物の種類	ハナガメ
2. 失効の理由/届出者の情報	失効の理由	届出者
	<input type="checkbox"/> 許可を受けた者が死亡したため	<input type="checkbox"/> 相続人(続柄:)
	<input type="checkbox"/> 許可を受けた法人が合併したことにより消滅したため	<input type="checkbox"/> 法人を代表する役員であった者(役職:)
	<input type="checkbox"/> 許可を受けた法人が解散したため	<input type="checkbox"/> 破産管財人(破産手続開始の決定により解散した場合) <input type="checkbox"/> 清算人(合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合)
3. 飼養等をしていた個体の処分方法	<input checked="" type="checkbox"/> 許可に係る飼養個体の全てが死亡する等により許可に係る飼養等をする必要がなくなったため	<input checked="" type="checkbox"/> 許可を受けていた者
	<input type="checkbox"/> その他()	
焼却 可燃ゴミとして搬出、庭に埋設等の処分方法を記入する。		
担当者連絡先 (届出者以外に本届出に係る担当者がある場合に記入)	氏名	所属・役職
	住所	申請者ご本人以外の方が本申請に係る内容の確認等、実務を担当される場合は記入ください。
	電話番号	電子メールアドレス
	日中に連絡がつく番号	

学術研究、期間展示等による許可において、飼養目的が終了した場合は、その他に「許可に係る飼養等をする必要がなくなったため」と記入する。

本届出は、失効後30日以内に提出することになっています。
併せて許可証も返納ください。

※許可証の返納期間は60日以内です(有効期間が60日以内の場合は、返納不要)。

書き方、届出についてわからないことがありましたら、提出前にお問い合わせください。

☎ 06-6881-6505 ✉ KINKI_GAIRAI@env.go.jp